

平成24年12月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成24年12月17日〔月曜日〕 午後3時30分 開会
2. 開催場所 市役所4階 403会議室
3. 出席委員 (13名)

会 長	4 番	日高 仙三
職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	中野 周
//	2 番	日笠山 隆
//	5 番	長田 實美
//	6 番	白河 澄雄
//	7 番	古田 洋美
//	8 番	浦口 幸夫
//	9 番	脇田 峰生
//	10 番	石寺 政和
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	下園 茂
//	13 番	南 重徳
//	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
第2 議案第1号 農地法第3条に係る許可申請について
議案第2号 農地法第4条に係る許可申請について
議案第3号 農地法第5条に係る許可申請について
議案第4号 あっせんについて
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について
議案第6号 委員辞職の同意を求める件について

6. その他

平成25年1月行事予定表について
農業委員会だより（案）について
西之表市農作業日雇賃金および農機具使用料標準額について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 神崎 辰秀

農地振興係長 原田 和徳

事務局 皆さん、お早うございます。ただ今から、平成24年12月の定例総会を開催させていただきます。はじめに、日高会長よりごあいさつをお願いいたします。

日高会長 皆様、ご苦労様です。只今から、12月定例総会を始めさせていただきます。師走も半ば過ぎになり、寒くなってまいりました。サトウキビの収穫も13日からということで、多忙な時期になりますが、風邪などを引かないようお互い注意して、しっかりと頑張りたいものです。

さて、先月、全国農業新聞購読、農業者年金加入促進のお願いをいたしました。農業新聞におきましては、18部の割り当て目標に対し、20部の実績となりました。皆様方のご協力、本当に、ありがとうございました。農業者年金につきましても、2月までとなっておりますので、ご協力方よろしくをお願いいたします。

また、「農作業日雇賃金及び農機具使用料標準額改定」につきまして、先月の定例会でもご協議いただきましたが、畑の「畑かん使用料」につきましては、再度、ご協議いただきますので、ご審議方よろしくをお願いいたします。1月発行の「農業委員だより」で、農家の皆さんにお知らせいたしたいと思っております。

今月は、14日に現地調査が行っております。2号議案、3号議案につきましては、調査委員長並びに調査委員の方は丁寧な説明方よろしくお願います。それでは、ただ今から、12月定例会を開催致したいと思っております。

事務局 それでは、西之表市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の議事進行は、日高会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。西之表市農業委員会規則第10条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。
【異議なしの声あり】

議長 それでは、本日の議事録署名者を指名いたします。13番の南委員と 14番の瀬川委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の神崎氏と原田氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明させていただきます。資料は、1ページをご覧ください。

今月は、所有権の移転が2件、賃貸借権の設定が3で、合計5件の申請になります。

まず、番号1番についてであります。これは、安城地区の圃場整備済の土地であります。台帳・現況地目ともに畑、1筆、面積6,177㎡を、10a当たり12,000円で、6年間、賃貸借しようとするものであります。

その下の番号2番につきましては、上西、横山地区の圃場整備済の土地であります。台帳・現況地目ともに畑、3筆、面積4,538㎡を、同一世帯内の夫から妻への贈与により、所有権移転しようとするものであります。

その次ぎの番号3番であります。これは、現和、庄司浦地域にある土地であります。台帳・現況ともに畑、4筆、面積7,666㎡を年間、74,380円で、10年間、賃貸借しようとするものであります。これは、更新分であります。

番号4番であります。これは、鹿児島市にお住いの方の畑であります。安城地域にある台帳・現況地目ともに畑1筆、面積2,129㎡を、売買により所有権移転しようとするものであります。金額は、10a当たり、30万円ということであります。

次の番号5番であります。これも、安城地域、川脇地区の土地であります。台帳・現況地目ともに畑・1筆、面積5,000㎡を、年間6万円で、5年間、賃貸借しようとするものであります。

以上、本件の番号1番から番号5番までは、【農地法第3条第2項、各号】には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。以上、議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」の説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明に関連して、それぞれ担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明を求めます。

5番 5番。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番につきまして、先日、現地調査を実施いたしましたので、ご報告させていただきます。貸人、借人、双方立会いの下、現地において確認をいたしました。この土地につきましては、昨年度まで、同じ安城地域の別の方に賃貸借しておりましたが、貸借期間満了により、今回申請の譲受人（義理の弟になります。）と、新規に賃貸借することになったものです。

農地法第3条第2項第1号、第4号、第5号、第7号、それぞれ検討いたしました。が、別段、問題はございませんでした。

なお、譲受人につきましては、現在の個人所有の農地面積は6,769㎡であります。が、勤めを定年退職するのを機会に、もう少し経営拡大をしてみたいということで、借入申請をするということでありました。以上です。

9 番 9番です。整理番号2番について12月15日に、本人立会いの下、現地調査並びに聞き取りを実施いたしましたので、ご報告をいたします。先程、事務局のご説明にもありましたように、同一世帯内の夫から妻への贈与であります。機械につきましてもトラクター、耕耘機、テイラー等を所有しており、また、労働力につきましても、今までどおり夫婦二人で変わりはありません。技術的には今までずっと、園芸作を専門に経営をやっておられまして、耕作要件等何ら問題はないものと判断しております。

12 番 はい、12番です。番号3番につきまして、ご説明させていただきます。これは、更新でありまして、畑・4筆、面積7,666㎡について、譲渡人、譲受人双方立会いの下、確認をいたしました。申請に間違いはありませんでした。

譲受人につきましては、この圃場は住家にも近く、また、サトウキビを主体とした普通作を立派に経営をされている農家であります。担当委員といたしまして、この貸借につきましては、何ら問題はないものと判断しております。

5 番 はい、5番です。番号4番、5番につきまして、ご報告させていただきます。

先ず、番号4番についてであります。譲渡人は、鹿児島市にお住いの方であります。昨日、譲受人立会いの下に、現地を確認いたしました。譲受人につきましては、高齢なため、はたしてどんなものか、取得について色々お話しを伺ったところです。実は、勤め人の息子さんが近くに住んでおられまして、平生は農作業を手伝ってもらっているということです。仕事を終わって退職し、余裕が出できたときには、将来的には耕作をしたいということで、これまで賃貸借を締結してきた土地を、譲渡人の買受をお願いしたいという希望により、今回の申請になったというものです。

この土地の取得につきましては、息子さんも同意しているということであり、また、位置的にも譲受人の耕作地とは隣接しておりまして、譲受人が取得するべきものかなと思いました。その他の条件につきましては、特に問題はないものと判断しております。委員の皆さんのご審議方、よろしく願いいたします。

続きまして、5番につきましてご報告させていただきます。5番の土地につきましては、これまでも譲受人が耕作を手伝ってきたもので、この度、譲渡人の高齢化に伴う経営規模の縮小により、譲受人に、5,000㎡のこの土地を賃貸借しようとするものであります。機械等につきましては、譲受人の方はあまり持っていらっしゃらないということですが、譲渡人の方がたくさん保有しているということで、賃借地につきましては、これまで同様、譲渡人の機械を利用して耕作をするということです。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。ただ今、番号1番から番号5番まで、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。それでは、質疑に入ります。皆さんのご意見を求めます。【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号5番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号5番について、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、第2号議案の「農地法第4条に係る許可申請について」を議題といたします。
今月の「農地法第4条に係る許可申請について」は、1件であります。
先ず事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第2号議案「農地法第4条に係る許可申請について」ご説明いたします。資料は、2ページをお開き下さい。今月の4条申請は、1件であります。

申請地は、下西、鞍勇地区の土地であります。西之表字大流合、〇〇〇番276、台帳地目・山林、現況地目・畑で、1筆、転用面積は165㎡です。

申請の理由といたしましては、隣接地に住宅を所有しているが、倉庫等が不足しているため、倉庫棟と書斎棟を建築したいというものであります。土地の条件としましては、農振地域外の10ヘクタール以上の広がりがない、第2種農地と判断します。申請地は、独立しており、周辺営農条件に影響を与える恐れはないこと、また、以前、隣接住宅の転用許可を受けていることから、転用については問題ないものと判断しております。委員の皆様のご審議方をよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、事務局から、詳しく説明がありました。

なお、この案件につきまして、先日、現地調査が行われております。調査委員の皆様におかれましては、たいへんご苦労様でした。それでは、調査委員長の説明を求めます。

11 番 はい、11番です。先日14日に、私と10番、石寺委員、事務局より局長、係長計4名と、地区担当委員の立会いの下、現地調査を実施いたしましたので、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1番について、ご説明いたします。

番号1番は、申請人は、山形県に居住する夫婦の方でありまして、種子島出身の方であります。職業は、医師であります。

来年の6月に、この地に、引っ越してきたいということです。申請地は、先程、事務局からご説明がありました通り、西之表字大流合、〇〇〇番276で、鞍勇の下西古田線から50～60mくらい奥に入ったところで、所有住宅に隣接しております。台帳は山林であります。現況は、第3種農地の状況であります。面積は、165㎡。この申請地に、倉庫と書斎を建設したいという転用目的であります。周りも山林に囲まれており、周辺営農に何ら影響を与えることもなく、転用を認めてもよいのではないかとの調査員全員の意見の一致をみたところです。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ただ今、調査委員長の方から、第2号議案「農地法第4条に係る許可申請」の番号1番につきまして、詳しいご説明がございました。なお、この件の地区担当委員も調査委員となっておりますが、地区担当委員から補足説明があればよろしくお願ひいたします。

10 番 はい、10番です。ただ今、事務局並びに調査委員長から詳しくご説明がなされました。周辺も申請人本人の山林ということで、周辺に何ら影響を与えるものでもないため、問題はないものと判断いたします。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、調査委員長、また、担当委員の方から「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、詳しいご説明がございました。それでは、審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。【異議なしの声あり】

議 長 ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。第2号議案「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、原案のとおり承認し、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手をお願いいたします。(全員挙手)

はい、それでは、全員賛成ですので、「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1につきましては、原案のとおり許可相当として意見を、県農業会議に送付することに決定いたします。

議 長 続きまして、第3号議案の「農地法第5条に係る許可申請について」を議題といたします。今月の5条申請は、1議案1件であります。先ず事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは、第3号議案「農地法第5条に係る許可申請について」ご説明いたします。資料は、3ページをお開き下さい。今月の5条申請は、1議案1件であります。

この申請地は、国上の桜園地域で、字古河、地番〇〇〇番50の1筆、台帳・現況地目とも畑で、面積は163㎡であります。

申請の理由は、太陽光発電施設を建設したいというものであります。

土地の条件としましては、10ha以上の広がりがない農振農用地区域外にありまして、圃場整備も行っていない区域であり、第2種農地と判断されます。また、住宅に隣接した畑の一隅を転用するものであり、周辺農地にも影響もないことから問題ないものと判断されます。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から詳しく説明がありました。なお、この案件につきまして、先日、現地調査が行われております。それでは、調査委員長の説明を求めます。

議長 はい、11番です。議案第3号の「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1番についてご説明いたします。これも、先日の14日に、前件同様に、また、地区担当委員立会いの下に、現地調査を実施しております。

11番 申請人は、西之表に在住で、国上の桜園地区の父所有の農地、面積163㎡の1筆に、太陽光発電施設を建設したいという転用申請であります。

申請地は、桜園、柳原線の途中を50mくらい入ったところの、住宅と庭を挟んだ一角にあります。日当たりもよく、太陽光発電施設を建設には適しているものと思われ
ます。

施設の概要といたしましては、縦10m、横18mの中に、2列でパネル54個、総電力は10キロワット、これは、すべて九州電力に売電するという事です。この規模から判断いたしまして、周辺営農条件に影響もないことから、調査員一同、許可してもよいのではないかと結論に達しました。委員各位のご審議方、よろしく
お願いいたします。

議長 ただ今、調査委員長の方から、第3号議案の「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、詳しいご説明がございました。担当委員の方からも、補足説明があればお願いいたします。

2番 はい、2番です。この土地につきましては、10月の定例総会に係った農地法第3条申請の貸借地、国上字古河000番の隣接地になっておりまして、3条申請の現地確認でお話を伺いに行った折に、この畑の一角を整地しておりました。これは、「何を
するんですか」と尋ねましたところ、太陽光発電施設を建設したいということで
ありました。ちょうど字図がありましたので、その場所を確認をいたしましたところ、畑面となっておりまして、整地の中止と、分筆しての転用申請をお願いしていた
ところ
であります。

その後、本人さんも快く指導を受け入れていただきまして、分筆の上、今回の転用申請となったものです。どうか、よろしく
お願いいたします。

議長 ただ今、調査委員長並びに担当委員から「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、詳しいご説明がございました。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

8番 はい、8番です。この申請者の方は、地区担当委員の2番委員の指導に従ってよかったです
と思います。出なければ、事前着工ということになるのではないですか。

2番 もともとこの土地には、牛小屋と倉庫があったらしくて、その跡地ということでした。ここは、地籍調査が完了しているところですが、その際には、牛小屋と倉庫はなかったのか、分筆も地目変更もされてお
りませんで、字図上は、1筆となっておりました。本人も畑としての認識はなかった
ようです。

議長 はい、分かりました。2番の農地パトロールにより、今回の申請になったということ
であります。ご苦労様でした。

他にございませんか。 【異議なしの声あり】

議長 ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、原案のとおり承認し、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

それでは、全員賛成ですので、「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、原案のとおり許可相当として意見を、県農業会議に送付することに決定いたします。

それでは、続きまして、第4号議案の「あっせんについて」を議題といたします。今月の「あっせん申出」は、「売りたい」という申し出が1件、「貸したい」という申し出が1件の、合計2件であります。先ず、事務局の説明方をお願いいたします。

事務局 はい、それでは、第4号議案「あっせんについて」ご説明いたします。4ページをお開きください。今月の「あっせん申出」は、ただ今、会長がご紹介いたしました通り、「売りたい」という申し出が1件、「貸したい」という申し出が1件の、合計2件
あります。

先ず、「売りたい」という申し出の1件目は、安納にある土地であります。畑・2筆、面積・1,726㎡を、全体を55万円で売りたいということ
がありました。

場所が、安納地域でありますので、地区担当委員の4番、日高会長と、場所に近い、12番、下園委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に「貸したい」という申し出の1件であります。これは、国上、浦田地区にある土地であります。地目は田・1筆、面積は2,842㎡です。

場所は、国上、浦田地区でありますので、地区担当委員の6番、白河委員と、場所に近い、2番、日笠山委員にお願いしたいと思ひます。連絡先は、上欄に書いてありますので、どうぞよろしくお願ひします。なお、字図等は、後で、事務局で受け取ってください。

はい、それでは、第4号議案の「あっせん申し出」の2件につきましては、事務局の説明は終わりました。

議 長

あっせん申し出の「売りたい」の1件目につきましては、場所は、安納地域ということでもありますので、地区担当委員の私と、場所に近い、12番、下園委員にお願いしたいということでもあります。

また、「貸したい」の1件目につきましては、場所は、国上、浦田地域ということでもありますので、地区担当委員の6番、白河委員と、場所に近い、2番、日笠山委員に、あっせんをお願いしたいということでもあります。

あっせんを依頼されました委員の皆様は、大変ご苦労様ですが、よろしくお願ひいたします。

12 番
6 番
2 番

はい、分かりました。

議 長

はい、それでは、続きまして、第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、ご説明をいたします。議案第5号「農地利用集積計画」①利用権の設定です。資料は、1-1ページをお開きください。

期間が、平成25年1月1日から平成30年12月31までの6年間、地目・畑、面積7,320㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。これは、更新分であります。

その次であります。期間が平成25年1月1日から平成30年12月31日の6年間、地目・畑、面積7,320㎡です。利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者の数1人です。これも更新分であります。

次に、1-2ページをお願いいたします。これは、計画総括表（経営面積等）であります。

今月の①利用権の設定に係る申請件数は、2件で、いずれも円滑化事業により、（公）西之表市農業振興公社を通じての貸借であります。

詳しい内容につきましては、1-3ページから1-4ページになります。

次に2の1ページをお開きください。

これにつきましては、②所有権の移転です。今回は3件の申請がありました。平成24年12月25日に所有権の移転をしようとするものです。田・4筆、面積5,125㎡、畑・10筆、面積14,234㎡、合計面積19,359㎡であります。

次に2の2ページをお開きください。計画総括表（経営面積等）です。

内容については、2-3ページから2-11ページになります。

以上、全ての計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 全員の賛成でありますので、第5号議案、①利用権の設定の整理番号1番から2番、②の所有権の移転の整理番号1番から3番につきましては、原案のとおり承認し、意見を市長に送付いたします。

続きまして、第6号議案、「委員辞職の同意を求める件」についてを議題といたします。

議長 これにつきましては、平成24年12月12日付けで、1番、中野委員から、平成24年12月17日をもって、西之表市農業委員会委員の職を辞職したい旨の辞職願が提出されており、農業委員会等に関する法律第16条の規定により、農業委員会の同意を求めるものであります。

先ず、1番、中野委員の退席を求めます。（1番 中野委員 退席）

議長 それでは、「辞職願」について、事務局長から、読み上げていただきます。

事務局 はい、それでは読み上げさせていただきます。「辞職願。西之表市市議会議員を一身上の都合により辞職いたしますので、平成12月17日付で、西之表市農業委員会委員を辞職いたしたく、願ひ出ます。平成24年12月12日 中野 周 西之表市農業委員会 会長 日高 仙三 殿」 以上です。

議長 辞職願の朗読は終わりました。これから、採決に入ります。農業委員会等に関する法律第16条の規定により、1番、中野委員の辞職に同意される方は、挙手をお願いいたします。【賛成多数】

議長 賛成、多数であります。よって、1番、中野委員の農業委員辞職は、承認されました。ここで、1番、中野委員の入室を求めます。（1番 中野委員 入室）

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いいたします。

①事務局から、前総会から持越しの「畑かん完了畑の標準賃借料」の決定について、市土地改良区からの資料に基づき説明。

審議の結果、「畑かん完了畑の標準賃借料」は、10aあたり14,000円（畑かん使用料を含む。）と決定され、次月発行の「農業委員会だより」にて、農家の皆様へ周知することになった。

②事務局から、平成25年1月行事予定について説明。

③事務局から、平成25年1月発行予定の「農業委員会だより（案）」を事前に配布のうえ、委員からの意見を聴取した。

④1番、中野委員から、農業委員辞任挨拶があった。

事務局 その他、意見はございませんか？・・・・（その他、委員の意見はなし。）
それでは、以上をもちまして平成24年12月定例総会を終了します。大変、ご苦勞様でした。

平成24年12月17日

会 長

13 番

14 番

日高 仙三
南 重 徳
瀬 川 寅夫

